資料1

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」と「琵琶湖総合保全整備計画」との関係（イメージ）

琵琶湖保全再生計画の策定

方針

琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）

（計画期間：平成29年度から32年度までの４年間と想定）

※法第３条に基づき、国の基本方針を勘案して策定

- ○計画期間
- ○琵琶湖保全再生に関する事項
- ○調査研究に関する事項
- ○施策に取り組む主体その他推進体制の整備に関する事項
- ○教育の充実に関する事項
- ○その他必要な事項

「琵琶湖保全再生計画」に基づく施策の推進により、「マザーレイク21計画」も推進

共有

平成33年度以降について、時間をかけて議論・検討

琵琶湖保全再生計画とマザーレイク２１計画の進捗状況の確認、次期計画に向けた議論
（両計画の関係も含め、法律の見直しも見据えて）

県議会での議論はもとより、国、市町、関係府県、住民、NPO、関係団体、事業者、マザーレイクフォーラム、有識者等と時間をかけて議論・検討

新たな計画の策定

■基本理念
■基本方針

琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク２１計画）

（計画期間：平成11年度から平成32年度までの22年間）

【第１期：平成11～22年度　第２期：平成23～32年度】

平成28年度中を目途

【法附則】法律の施行日から５年以内に必要な見直し（平成32年9月28日までに）

平成32年度（想定）